

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 平成 2 2 年 (行ヒ) 第 4 3 4 号

決 定 日 平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日

裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷

裁判長	竹	内	行	夫
裁判官	古	田	佑	紀
裁判官	須	藤	正	彦
裁判官	千	葉	勝	美

当 事 者 等	申 立 人	竺 原 光 江
	相 手 方	国 仙 谷 由 人
	同 代 表 者	法 務 大 臣 高 橋 秀 典
	同 指 定 代 理 人	

原 判 決 の 表 示 東京高等裁判所平成22年(行コ)第157号(平成22年8月9日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年12月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 長 濱

進